

会議録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 平成26年度第4回西東京市子ども子育て審議会 |
| 開催日時 | 平成26年8月8日（金曜日）午後9時30分から11時50分まで |
| 開催場所 | 西東京市役所 田無庁舎5階503会議室 |
| 出席者 | 委員：森田会長、古川副会長、網干委員、大沼委員、加藤委員、金子委員、小林委員、小牧委員、武田委員、西澤委員、丸木委員、三浦委員、安部専門委員、上田専門委員 事務局：子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、子ども家庭支援センター長 磯崎、保育課長 保谷、児童青少年課長 南里、児童青少年課長補佐 名古屋、子育て支援課調整係 阿久津、倉田、田中、保育課保育係 阿部 欠席者：中村委員、谷津委員、横山委員、吉田委員 |
| 議題 | 1 報告 (1) 子ども・子育て支援新制度 市民説明会アンケートについて 2 審議 (1) 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について 1. 現行プランの評価について（目標事業量・重点的な取組み） 2. 次期プランの基本理念・基本方針・重点的な取組み・施策の方向について (2) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について 1. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方 2. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方 3. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方 4. 保育の必要性の認定に関する基準の考え方 及び 保育所入所基準 3 その他 |
| 会議資料の名称 | 資料1 市民説明会アンケートについて 資料2 次期プランの骨子（案） 及び 前回の資料一式 |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>○事務局：</p> <p>先週、市内の中学校の男子生徒が自死するという痛ましい事件があった。その中学生は父親から虐待を受けており、中学では相談を受けていながら、学校内だけに情報がとどまり、地域でも虐待に気付かず、守ることができなかった。今後このようなことが2度と起こらないよう、あらためて市、地域、家庭の連携を強め、再度、要保護児童対策地域協議会の活動にも力を入れて、子どもを守り、育てる環境づくりを強固にしていく必要があると痛感している。</p> <p>ここで、1分間の黙とうを捧げたいと思う。</p> <p>森田会長：</p> <p>黙とう後、皆さんからご意見をいただき、当審議会としての対応を考えたい。</p> | |

(黙とう)

森田会長：

今回の事件は、子育て・子育てワイワイプランの策定と深く関わる問題である。国連の子ども権利条約が定めている最大の目的は、子どもの命を守ることだが、我々は、その子どもの命を守れず、このような悲しい、痛ましい事件が起きてしまった。このことについて、西東京市の仕組みの中で、彼を救う方法がなかったのか、しっかりと検討しなければならないと思っている。

今日は大きな議題が2つあるが、その前に、今回の問題について皆さんからご意見をいただき、その後の議論に活かしたいと思う。

古川副会長：

主任児童委員として、また、民生委員・児童委員協議会のメンバーとして、担当していない地域だったとは言え、大変申し訳ないという気持ちを持っている。私たちの使命には、そういったお子さんや家庭での困り事を解決に結び付けるパイプ役ということがあるが、今回パイプになれなかったことは、本当に心痛の極みである。

私ども民児協は、年に1回学校訪問を行っている。我々は、学校訪問を、地域の人たちと学校の先生と情報交換ができる貴重な場と思っているが、残念ながら、学校によって温度差がある。

もちろん、守秘義務があるのだから、不登校等、心配な子どもや家庭の情報を積極的に伝えて協力しあいましょうというお考えのところもあれば、どうにか学校内で解決しようとの気持ちがとても強いところもある。学校が情報を伝えようとしない場合、我々はそれ以上踏み込めず、動くことができない。

なぜなら、民児協の性急な判断による行動が当事者と学校の間隔を難しくしてしまう事もあるからだ。

また、情報をいただける場合も、民児協の立場でどこまでできるのかという問題もある。学校訪問の時に、今回のケースの話は全く出なかったと聞いている。我々としては、学校と信頼関係をつくりながら、連携していきたいと思っているが、学校には学校の考え方があり、取組の難しさを痛感している。

森田会長：

主任児童委員の方々には、さまざまな形でご協力をいただいているが、そのシステムについても、再検討が必要かもしれない。子どもに犠牲が出てしまうことは、絶対に避けなければならない。今回の反省を市の仕組みの中にきちんと活かすよう、考えていきたい。

丸木委員：

今回の資料の基本方針3に、「育児の不安感や孤立感を感じやすく、子どもの虐待予防の観点からも、地域における親支援が求められています」とあるが、今回の事件を受け、地域福祉を進めることを目的とした団体である社会福祉協議会として、どうすれば子どもの虐待等の問題を地域の中で防げるのかを、職員みんなで考えていきたい。

また、私の個人的な意見としては、地域の中で、皆で防いでいこうという雰囲気はまだ足りないように思う。子どもがいつも大きな声で泣いていることに気付いたときに、どうすればいいのか、どこに連絡をしたらよいかを知らなかったり、それを通報したときの自

分に対する影響を心配される方もかなりおられる。そういうことを払拭していかないと、地域の中での見守りが実現しづらい。このような点について、社会福祉協議会としてどのような取組ができるのか、考えていきたいと思っている。

今回は、情報が学校の中だけにとどまったということだが、その辺も大きなポイントのように感じている。

金子委員：

本件について、私は新聞報道での情報しか知らないが、事実はどうなのか。自死の原因は本当に虐待だったのか。事実として実際には何があったのかを、まずは確かめる必要があるのではないかな。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」には、虐待を発見したら必ず通報しなければならないと義務付けられているが、ほとんどの市民はこのことを知らないのではないかな。今回のケースでは、この法律が全然機能していなかった。

大沼委員：

虐待の通報について、私が以前勤めていた学校では、骨形成が不十分という障害を持ち、頻繁に包帯やギプスをしている子どもについて、虐待ではないかという通報を学校にいただいたことがある。それは誤解による通報だったが、そのように普段から関心を持って、気を付けていただいているということが分かって、ありがたく思った。普段から周りに関心を持っていただくというのは、とても大きいと感じた。

また、不自然なあざがある等、本当に虐待の可能性のあるケースについては、日頃から非常に気を付けている。特別支援学校の場合、教員の定数が多いので、観察や追跡がしやすい環境にある。しかし、普通小学校・中学校の場合は、そこまで対応するのはなかなか難しいのが現実ではないかと思う。

今勤めている学校は、高等部単独校だが、不登校のお子さんも中学校から多く上がってくる。特別支援学校には精神科等のドクターや臨床心理士等も配置しているので、そういう方々と相談しながら、最初は週1・2回、給食を食べるだけでも来てくれることから始めると、中学校ではほとんど登校できななかった子が、ある程度来られるようになることも多い。子どもたちが学校でけがをしたり、事故を起こしたりすることなく、今日学校に来て本当に良かったという気持ちを持ち帰ってほしいので、安全・安心を強く心掛けていかないといけないと思っている。

かなり知的に高いお子さんの場合、不登校等とはまた別の生活指導上の問題を起こすこともある。そういうケースについては、教員だけで抱えずに、家庭支援センター、警察、家裁等と連携しながら対応している。お子さんの居住地以外の所で問題を起こす場合もあるので、警察側でも近隣の所轄で連携を図ってもらっている。そういうときのためにも、日頃の情報発信や情報交換が非常に重要だと思う。

加藤委員：

先ほど通報の話があったが、地域や周りのマンション等、いろいろな所での見守りが重要である。そういうことに少しでも気が付いたら、間違っても構わないのですぐに通報するのが普通という感覚にならないと、見逃してしまうと思う。そこを今後周知していく必要がある。

もう1つは、学校側が情報を他に伝えなかったという点について、構造的な問題がある

のではないかと思った。一般の会社等でもそうだが、何か問題があったときに、それを報告すると、報告した人が怒られるような風潮が学校にもあるのではないか。そういう感覚では、大切な情報は上がってこないのでは、構造的な問題も直していかないといけないのではないかと感じている。そのような報告をした人を、褒めるような組織であってほしい。

網干委員：

虐待については、プライバシーの問題等で非常に通報しにくい部分もある。私の幼稚園も、時代の流れで、住所録による連絡網等を廃止してしまったが、私は、本当はよくないと思っている。お互いの電話番号も分からないのでは、友達の家遊びに行きたくても連絡ができず、年賀状も出せず、友達との関係も希薄になってしまう。一方で、簡単に連絡が取れる状態では、プライバシーが守られないという問題もある。助け合うことと、人の家庭を詮索することとは違うということを理解していただき、いたずらに情報を伏せてばかりいたのでは、お互いが付き合いにくい社会になってしまうことを、保護者の皆さんに伝えていきたいと思っている。

子育てに苦労している方やそのお子さんに対して、幼稚園ができることは、普段の話の中で、そのお子さんのよいところや幼稚園での様子を繰り返し伝えながら、状況を把握するよう努めることが限界である。そのため、周りの親の雰囲気も大切だと思う。大変そうな親に気付いたら、孤立に陥らないように、お互いの悩みを話す機会をつくる等していくうちに、少しずつ皆の輪に入れるようになる。そういうことの大切さを、日常のクラスや保護者会、行事等を通して伝えていきたいと思っている。

古川副会長：

民児協は、虐待等の通報を「のどか」につないで、「のどか」と連携して当事者を見守る活動もしている。そういう中で、若年出産の母親をサポートしたり、母親が自殺未遂をした後、見守りながら幼い子どもに寄り添うなど、子どもたちや問題を抱えた家庭のために少なからず動いてきたつもりだ。だからこそ、今回については、何が欠けていたのか、もっと踏み込んでいくべきだったのではないかと、という忸怩たる思いがある。

三浦委員：

ここに来られている方は、皆さん、そういうお気持ちでいっぱいなのだと思う。私が思ったのは、子ども自身が行ける場所、自分を出す場所がなかったのかということである。中学生くらいになると、親とも少し距離が開くようになり、子どもの悩みに気付きにくくなるので、親以外で子どもと関わる大人がいる場をあちこちにつくる必要があると思った。そういう検討こそ、この場でしかできないのではないかと感じている。

森田会長：

西東京市は中・高生への施策を何も行っていないわけではなく、ネットワークもコーディネートをしていく人たちも配置していた。それにもかかわらず、こういった問題が起きてしまったことについて、制度の中で何が欠けていたのかを検証し、もう一回作り直さなければならない。もちろん、これは行政だけではなく、市民全体で考えていくべき問題である。今回のことは、次期ワイワイプランの策定の中でも、しっかりと活かしていかなければならないと思っている。

今日の議題は、報告が1つ、審議事項が2つである。審議事項については、順番を入れ替

え、(2)を先に、その後に(1)とした方が効率的なので、そのように変更させていただく。

・報告

(1) 子ども・子育て支援新制度 市民説明会アンケートについて
(事務局が資料に沿って説明)

(質疑なし)

・審議

(2) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について
(事務局が資料に沿って説明)

森田会長：

4つの基準について示されているが、保育所の入所基準については、人によって千差万別のご意見があり、今期中で平等を具体化するのは大変難しいと思っている。本当に必要な条件とは何かを決めるのも、非常に困難である。優先順位を考えざるを得ないのだが、価値観の議論になるので、十分に検討する時間が必要となる。

そこで私としては、入所基準については次年度必ずきちんと議論するということを前提に、今回は事務局案のまま通してはどうかと思っている。入所基準については、昨年度から兄弟姉妹の加点等の意見も出されているが、そのことも含め、今簡単に指数を判断することはできないので、まずは10月からの入所申請に支障を来さないように、話を先に進めることを優先したいと思っている。

加藤委員：

確かに、いろいろなところを一度に変化させてしまうと、かなり議論が長くなると思うが、部分的に変えることでとても良くなるというポイントがあるので、考慮していただけないだろうか。そのポイントとは、意見書の中でも出している「きょうだい加点」である。兄弟姉妹がいる子を優先する制度は、かつて西東京市で行われていたが、今は廃止されている。しかし、保護者及び子ども自身の負担を考えると、やはり「きょうだい加点」はあった方がよいと思うので、その点だけでも入れていただければと思っている。

森田会長：

今のご意見については、次年度の議論ではなく、一刻も早くやってほしいという希望なのだと思うが、そこを加点の対象とするためには、まず、そういう事例がどれくらいあるのかを把握する必要がある。また、「きょうだい加点」をしてしまうと、1人入れた家庭は入園が約束されるということで、3人・4人と子どもが産めるが、一方、入れなかった家庭は、2人目以降は産めないという状況が起きてしまう。そういう問題も含め、平等とは何かを議論しながら優先順位を決めなければならないので、やはり時間が必要だと思う。

加藤委員：

例えば、ひとり親の家庭の子と兄弟姉妹の子とで比較すると、ひとり親の子が第1希望のところではなく第2希望のところになるよりも、兄弟姉妹が別々の施設になって、送迎

で2カ所回らなければならなくなるの方が、はるかに大変だと思う。

森田会長：

それは分かるが、その事例の数によると思う。全体への影響という観点で判断すべきである。大きな影響があるということであれば、今議論してもいいと思うが、事務局はそういうケースがどれくらいかるか把握されているか。

武田委員：

実数は分からないが、毎年、受け入れている側としては、そのようなケースはかなりあると感じているので、この点に配慮できるのであれば、助かる家庭は多いと思う。

○事務局：

事務局としても、明確な数字は押さえていないが、このような要望が多いのは認識している。ただ、「きょうだい加点」をすると第1子が入れない事態になることもあり得るので、全体のバランスを加味して考える必要があると思っている。

森田会長：

両親の状況と家族的な要素で点数を付けるのが今の入所の基準であるが、基準を改正するのであれば、さまざまな事例を検証しておく必要がある。

例えば、障害のある子どもを優先するのとか、今フルタイムで働いている人を優先するか、これから働かなければいけない家庭を優先するのとかというような、児童福祉と両立支援のどちらを優先するかの判断も、非常に難しい問題である。

そういうことを検証しながら、全体的に議論しなければいけないので、それだけのことを今年度中にやることは不可能だと思う。

加藤委員：

兄弟の優先だけを審議することは難しいようだ理解したが、そういうケースの数値の把握すらされていないということなので、せめて、私の任期中にその数値だけでも調べて、示していただきたい。

また、先ほど、子どもが3人・4人になったらどうするかという話があったが、国も兄弟姉妹が優先されるという基準も出しているし、私個人としても、多ければ多いほど優先した方が、少子化に歯止めがかかって、よいのではないかと思っている。

森田会長：

条例化する基準については、多くの御意見があると思うが、審議会の役割の範囲内で答申をまとめて、あとは議会に任せるほかないと思っている。したがって、現段階では、条例化する基準については国基準のままとすることはやむを得ないにご承認いただき、入所基準については、例えば、データや資料ををきちんと準備した上で2015年に必ず議論すべきだと付記する形にしてはいかかがか。

古川副会長：

いろいろな立場やご意見がある中で、簡単に、審議会としてこうあるべきというような限定的な物言いはできないと思う。ただ、子どもにとってより良い環境にするという根本

的な思いは同じだと思うので、お互いの意見を聞き、理解し合いながら、より良い方向に持っていくという立ち位置で、審議会の役割を果たしていければと思っている。

三浦委員：

先ほどの「きょうだい加点」の話に戻して申し訳ないが、2・3か所の施設を掛け持ちしている保護者は、施設によって差があることが分かっていると思う。そういう中で、今回、条例でまた新たな基準が作られ、ダブルスタンダードに拍車がかかるということは、格差を感じる保護者が多くなる。子ども達には、誰にでも公平に、安心して安全な環境で過ごして欲しい。やはり、現行の市の高い基準が維持できるよう支援していくという保障はぜひとも欲しいと思う。

森田会長：

今言われたことも分かるが、現状では、そういう形でも量を増やさないことには、そもそも入れない子どもが生じている。審議会としてそれをよしとするかという議論もあると思う。今、既に入れている人はそれでよいかもしれないが、入れない多くの子どもたちや、認証等の事業者のことも我々は考えなければいけない。この量と質の問題については、まだまだ議論が必要なので、今回、一時的にダブルスタンダードになってしまうことはやむを得ないのではないか。

三浦委員：

待機児童対策で、新基準で新たな事業者に参加させることがやむを得ないというのは、私も理解している。ただ、あるべき姿に持っていくべく、市として財政支援をすとか、そういうことを目指すという方向性を示してほしいということ、審議会として言うべきだと思う。

森田会長：

それは、「努力されたい」という表現に含められているのではないか。その先の、具体的にどうしていくかというところは議会がすべきことである。財政支援等についても予算要求で調整すべきことであり、ここで具体的に書き込むことではないと思う。

武田委員：

もし加えるとすれば、付言の「子どもにとってよりよい取り組みが」というところを、「西東京市のすべての子ども」とし、子どもに差別がないような取り組みがされるような表現にするとよいと思う。

古川副会長：

子どもの育ちについて考えるとき、どうしても0～2歳の話に傾いてしまうが、3・4・5歳についてもとても大切な時期で、本来は、それぞれの年齢層に応じた環境が必要である。したがって、年齢で区分したような施設のあり方も考えていければ理想的だと思う。

もう1つの問題として、親が遅くまで働かなくてもよいような社会構造にしていくことも、そろそろ考えるべきなのではないかと思っている。現に、諸外国では、親が遅くまで働かなければいけないような状況はつくっていない。日本も、子どもの人権を大切にするからには、親子で一緒にいる時間が保障されるような、適切な支援やシステムづくりを、

国でも都でも西東京市でも、考え始めてほしいと思っている。

加藤委員：

保連協の要望書による一番の希望も、条例に西東京市独自の基準を入れられないのであれば、ガイドライン等のどこかで現行の高い基準を示して、ダブルスタンダードの差をなるべく緩和してほしいということである。高齢化社会で、高齢部門と子ども部門で財源を取り合うような形になっているが、子どもの場合は自分で声を挙げるができないので、チルドレンファーストの考え方で、我々が子どもの声を代弁していかなければいけないと思っている。今委員が言われた「すべての西東京市の子どもにとって」という表現は、差が縮まる方向になると思うので、ぜひこの表現を入れて強く訴えてほしいと思う。

網干委員：

チルドレンファーストというのは、本当にそうあるべきだと思う。幼稚園の立場として望む「すべて」は、働いている・働いてない、預ける・預けない、兄弟がいる・いないで差を付けず、子育てしている人すべてに平等に支援していただきたいということである。

森田会長：

それでは、まとめさせていただくが、保育所入所の基準については、2015年度にあらためて議論することを前提に、今回はこれで決めるということによろしいか。

○事務局：

来年度の議論のために、入所基準に関するデータや資料をお示ししたい。いつ審議会に示せばよいか。また、第1子か兄弟姉妹かというデータのほかに、どのようなデータが必要か。

武田委員：

第1希望のところに入所できたかどうかというデータもあると参考になると思う。

森田会長：

今ここで詳細まで決めるわけではないので、データについては次年度議論する時に提示していただければいいのではないかな。

加藤委員：

2015年度に議論するのであれば、事前にいろいろな団体に資料を見ておいていただいた方がよいと思うので、今年度中にはいただきたい。

森田会長：

できるだけ早くデータを提示していただければと思う。入所基準についての議論は、仕組み論で、かつ、価値観のぶつかり合いになるので、とても難しい議論になると思う。

網干委員：

幼稚園でも、兄弟姉妹のいる子どもの扱いは市内で統一しようという話が出たことがあるが、それぞれの家庭、それぞれの幼稚園で考え方が違うし、兄弟姉妹のいる子を優先す

るということは、第1子の子の入園を拒否することにもなるため、統一することは諦め、各園の方針に沿ってやっているという状態である。

森田会長：

この審議会は、そういうことを審議できる唯一の場なので、時間をかけてきちんと結論を出したいと思っている。今回は決めなければいけないことが多いので、この問題だけに特化して議論するわけにはいかない。

今ホワイトボードに板書きした答申案の骨子を基に、事務局で答申案を作っていただき、その答申案についてこの会議中に最終的な審議をさせていただきたい。

(1) 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について

(事務局が資料に沿って説明)

森田会長：

次期プランの骨子について説明があったが、今後、どういう手順で議論を積み重ねていくのか。

○事務局：

予定としては、10月と11月に審議会を開いていただき、12月にパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの結果を受けて、1～2月辺りにもう一度審議会を開いていただき、2月に内容を決定、3月に印刷という予定で考えている。

森田会長：

基本理念については、ころころと変えるべきものではないので、若干の微調整があるにせよ、原則このままとし、基本方針についても基本的には同じフレームで考えていき、施策の方向性については、必要があれば修正を加えたいという提案だと思うが、いかがか。

安部専門委員

今日、中学生の自死の話からここまでずっと伺っていて、いろいろ感じたことがある。例えば、学校がもっと機関に情報を開示するとか、地域での見守りが重要ということ、子どものSOSを受けとめる場をつくっていくという話は、2008年1月から、子どもの権利条例の策定委員会でかなり議論してきたはずである。しかし、その活動は平成23年度から休止になっている。そこで仕組みができていたら、もしかすると今回のことは起きなかったかもしれないと思うと、現行プランの子どもの権利に関する評価も、このままでいいのか疑問なところもある。この事件についてももう一回しっかり考えて、今日の資料2の(3)の計画の体系・施策の方向のところ等に、きちんとした記載を入れ込んでいかなければならないと思っている。

森田会長：

いくら言葉で書きつらねても、事業化されなければ、それは子どもたちには届かないので、理念をどう具体化するかが大事である。そういう意味で、重点的な取組でどこまで数量化や質的評価ができるかが非常に重要になると思う。

この理念に基づいた中で、何ができて、何ができてないのかということをしつかり検証し、次期の計画に落とし込むとともに、この理念と方針をみんなできちんと共有して、質

を担保していかなければならないと思っている。

古川副会長：

最近、親の考えで子どもを学校に行かせないという家庭が増えている。子どもの権利という視点で見ると、学ぶ権利や友達をつくる権利を侵害されているということにほかならない。夜遅く子どもたちを居酒屋のような所に連れて行くことも、親による子どもの権利の侵害である。そういう視点を持たない親が非常に増えているというのが現状なので、子どもの権利についてもっと理解を深めていただく努力を、今後さらにしていかなければならないとあらためて感じている。

森田会長：

基本的には、基本理念と基本方針については、このまま変更しないということで前回の議論で了解を得ているので、下線の箇所について、各自でもう一回ご検討いただき、事務局までご意見をお寄せいただくということでのよろしいか。

ほかに、今日決めておかなければいけないことはあるか。

○事務局：

ワイワイプランの基本方針、計画の体系、施策の方向性についてのご意見は、8月22日までにいただきたい。

現行プランの評価については、前回の会議以降、締切を設けて御意見を募ったが、これまでにご意見はいただいている。この点は、このままでよろしいか。

森田会長：

ご意見がないのであれば、今のままでいいと思う。

網干委員：

基本理念・基本方針についてはこれでいいと思っているが、その後の部分で、少し視点として加えていただきたいと思うことがある。今、ワーク・ライフ・バランスとか女性の社会進出ということが大きく取り上げられているが、生活の多様化を認める社会を目指すのであれば、子育ても立派な仕事という視点もぜひ入れてほしいと思っている。仕事をしている人は偉いとか、仕事をしないで子育てだけしては駄目ということは全くなく、1人の稼ぎで何とか頑張りながら子どもを大切にしているのも立派なことなのだとすることを表現できたらと思っている。

(2) 子ども・子育て新制度の認可・運営基準等について

(事務局が、答申案を各委員に配布)

森田会長：

今配布された答申案について、ご意見はあるか。

三浦委員：

この答申案からは、学童クラブのことが読み取れないように感じる。

森田会長：

「教育・保育施設等」という中に学童も含まれていると、私は理解している。

三浦委員：

「等」でまとめてしまうと、これまでの審議に沿った形にはならないように感じる。この審議会の資料をご覧になっている市民の方も多いと思うが、同様の印象を持たれるのではないかと思う。

森田会長：

もっと詳細に、全部書いた方がいいということか。

古川副会長：

そういうことを入れていくと、どんどん細かくなってしまう。

森田会長：

学童については、含むという理解でいいのではないか。細かく書き始めると、逆に、抜けてしまうものも出てくるので、このくらいの概念でくくったほうがいいのではないか。「すべての西東京市の子ども」という表現も、同様の考え方だと思う。

三浦委員：

「現状を踏まえ」というところも漠然としているように感じる。

大沼委員：

「付言」の(2)の「教育・保育施設等の実施の条件」という部分についても、実施の中身が分かりにくい。

森田会長：

そこについても、細かく書くのではなく、全てを含んでいるという解釈にした方がよいと考える。

三浦委員：

「現状を踏まえ」という部分については、私の意見書にも書いているが、やはり、国基準を上回る現行の水準を維持するということを明示していただきたい。できれば、条例の附則のところに、そういう項目を盛り込んでいただきたいというのが私の希望である。

森田会長：

そこについては、今回は国基準でやむを得ないという結論に到達したはずである。

三浦委員：

それは保育の話ではないのか。

森田会長：

全部である。

三浦委員：

運営基準の作り方が保育と学童では違うという説明ではなかったか。学童の基準は給付のためのものではないので、先ほどの話には当てはまらないのではないか。

網干委員：

私は給付だけの話とは捉えていなかった。

森田会長：

では、先ほどの話は、全部を総括した話とは捉えておられなかったのか。

三浦委員：

学童の部分は給付の条例とは意味合いが少し違うという説明が前回あったので、別に考えるものと思っていた。

森田会長：

事務局に確認するが、これは別に話さなければいけなかったのか。

○事務局：

事務局としては、一括ということでお願いしたつもりである。

森田会長：

この答申案をどう変えてほしいのか。

三浦委員：

現状のままの保育の維持ということを、もう少し具体的に入れていただきたい。

森田会長：

私としては、この審議会として書けることは、これが最大ではないかと思っている。それ以上の具体的な事項に関しては、それぞれの団体から、議会や市に交渉する等、皆さんがそれぞれ個別に活動するようお願いしたい。

三浦委員：

「現状を踏まえ」という表現の中に、現状は維持するという意味合いが含まれていると理解すればいいのか。

森田会長：

審議会ですることには限界がある。この先は、予算要求等についていろいろな場面で交渉されて決まっていくものと思っている。この「現状」という部分をプラスに捉えるかマイナスに捉えるかについても、それぞれの場で捉え方が変わると思う。

ほかにご意見はないか。なければ、これを答申として市長に上げさせていただこうと思う。

今日も議論になったように、各団体、子どもたちの置かれている状況、子育て家庭の状況は、それぞれで違うと思うので、子どもの代弁者として親や支援に関わっている人が最

大限の声を出していくのはとても大事なことである。そういう声を集約し、子ども施策の充実につなげたいと思うので、今後ともご協力をお願いする。

3 その他

○事務局：

次回の審議会は、10月16日の午前中を予定している。

網干委員：

公定価格が示されるのはいつ頃か。それが分からない状態で、保護者の方が保育園か幼稚園を選ぶとなったら、幼稚園を選べないと思う。さらに今の段階でも、保育園には国基準プラス加算額が予定されているのに対し、幼稚園に関しては、補助が減らされる方向になっている。また、幼稚園の預かり保育等についても、まだ何も決まっていない。幼稚園としては、働いている方のお子さんも預かるように努力はしているのに、保育園と同じように預かっても同じ補助金を得られないのは、到底納得できない。

○事務局：

公定価格については、仮単価が既に5月に示されている。本単価を示されるのがいつになるかは分からず、仮単価と大きくは違わないだろうと考えている。幼稚園の私学助成が、公定価格と比べると若干低いというのは、市も都も認識している。しかしながら、これは国の制度であり、自治体ではどうにもできないので、国に要望を上げていくしかないと思っている。

網干委員：

幼稚園は補助が2段階に分かれており、2段階目の部分は国と市町村で割ることになっているので、その金額で考慮していただきたい。

○事務局：

その配分もまだ確定してない。

網干委員：

公定価格の上限も減らされることになっている上に、都道府県と市町村の部分まで減らされることだけで、既に保育園と平等ではないのである。さらに、保育園は公定価格の上に上乘せもある。働いている・いないに関わらずきちんと平等に扱っていただかないと、不公平になることを理解していただきたい。幼稚園としては、今回の制度改正には協力したいと思っているが、就園奨励費も未定、国の補助も未定、都も市町村も未定という状態では、動きようがなく、どこの幼稚園も非常に困っている。

森田会長：

今回の子ども・子育ての制度の抜本的な改革に当たって、実施の責任者は基礎自治体なので、最終的に責任は自治体を負わなければならない。国の部分についてはどうしようもないけれども、諦めることなく議論し続けるということが、この審議会に課せられている使命だと思っている。幼稚園、認可保育所、認証保育所、学童保育など、それぞれの立場の意見があり、課題も盛りだくさんではあるが、ぜひ引き続きご協力をいただきたい。

以上で、本日の審議会を修了する。

(閉会)